

社会保障審議会 介護保険部会（第43回）	結城委員 提出資料
平成25年4月25日	

社会保障審議会介護保険部会

結城 康博  
(淑徳大学教授)

今回の審議にあたって、以下のように私見を述べさせていただきたい。

## 1. 社会保障制度改革国民会議（以下、国民会議）の議論

国民会議における介護保険に関する主な議論は、資料2『これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（医療・介護分野）（案）』P13～14の部分と理解する。

### ・要支援者における適正化

国民会議では軽度者及び要支援者における保険給付の見直しについての議論がなされているが、現行の「要支援1」及び「要支援2」を一括りに法令どおり要支援者と据えると、介護現場の実態と乖離する可能性が考えられる。確かに、「要支援1」は明らかに要支援者と判断できるが、「要支援2」は「要介護1」と類似した高齢者も多く、「要支援2」と「要介護1」は微妙であり要介護認定システムの在り方も含めて（区分変更件数など）、本部会では慎重に議論すべきである。

### ・介護保険における自己負担について

国民会議では介護保険の自己負担割合を、医療保険との関連で議論されているようだが、医療保険サービスと介護保険サービスの利用期間は異なり、後者のほうが長期化すると考えられる。そのため、本部会ではその点を踏まえながら議論すべきである。

### ・負担と給付について

同資料P14における「補足給付における資産の勘案など」「総報酬制の導入」「介護保険料の低所得者軽減の強化」における国民会議の議論の方向性は、概ね賛同できる。

## 2. その他

国民会議の動向を踏まえながら介護保険制度の見直しを討議していくことは言うまでもないが、ケースによって必要とあれば本部会独自の論点をも議論していくべきと考える。

以上